



その特殊車両、大丈夫！？ ～特殊車両取り締まり・指導を実施しました～

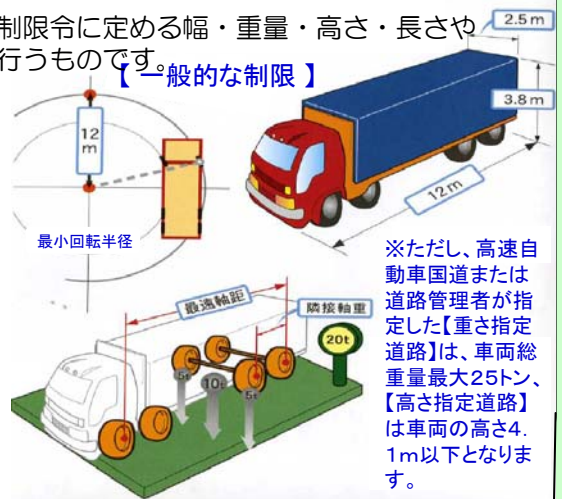
平成21年5月27日（水）鶴岡市上名川地内において、特殊車両の指導・取り締まりを実施しました。道路は、道路や橋の幅、トンネルなどの高さによって、法律上、一般的に走れる車の幅、高さ、長さ、重さなどを制限しています（下図「一般的な制限」参照）。また、時には工事により、高さ・幅などを制限する事もあります。

そのため、特殊車両（一般制限値を超える車両）は、事前に道路管理者（国交省等）へ車の寸法や重さ、経路等を申請していただき、道路管理者の許可（申請された車両が安全確実に通行可能であることの確認）を受ける必要があります。

これを怠る（＝違反）と、例えば幅が支えて通れないために**交通渋滞の原因となったり、接触事故や車輛横転などの重大事故につながり、大変危険です。**

取り締まりは、このような事故等が起らないように、車両制限令に定める幅・重量・高さ・長さや特殊車両通行許可条件違反の有無を確認、違反車両へは指導を行うものです。

今回の取り締まりでは、対象車両5台の内1台の経路違反が確認され、違反車両に対して指導・警告を行いました。



※ただし、高速自動車国道または道路管理者が指定した【重さ指定道路】は、車両総重量最大25トン、【高さ指定道路】は車両の高さ4.1m以下となります。

『特殊車両とは？』

右図の制限値をどれか1つでも超える車を『特殊車両』といいます。特殊車両を通行させるときは、道路管理者の通行許可が必要になります。



特車確認状況 (5/27)

※写真は記事中の違反車両と関係ありません。

交通規制を少なくするために！ ～楽しいドライブ⇄交通規制抑制に取り組んでいます～

平成21年度 路上工事抑制カレンダー

月山道路では、安全に道路を利用して頂けるように舗装や橋の補修などの工事を計画的に実施しています。

そのため、道路を利用される皆様には、工事による片側交互通行などでお待ちいただくなど、大変ご迷惑をおかけしておりますが、少しでも、お待ち頂く日・時間を減らせるように、当出張所・請負者が一丸となって次のような取り組みを行っています。

①「工事抑制カレンダー」

週末や休日等の交通量の多くなる日は、“片側交互通行”など「通行規制をしない日」に設定。（災害や交通に支障を来す恐れのある場合などを除く）

②「月山道路工事連絡調整協議会」を組織

協議会は、月山国道管内の工事を請負われた会社で組織し、情報の共有化、工程等を調整することで、交通規制期間の抑制(③集中工事)を図っています。

③「集中工事」

②の協議会等で、同じ場所や近接する工事は、工事日を調整して、同じ日に工事（集中工事）をすることで、交通規制期間の短縮を図っています。

出張所・協議会合同安全パトロールを実施 ～工事期間中も安全安心の112号を提供～

平成21年5月28日、工事期間中も安全安心の国道112号を提供するために、「月山道路工事連絡調整協議会（※）」と出張所が合同安全パトロールを実施しました。

今回は、新名川橋（鶴岡市熊出）の橋桁補修工事の現場を点検し、終了後に行ったミーティングでは、要改善箇所の指摘だけではなく、良い点についても「通学路という現場条件を配慮して、工事看板に接触注意のピンクリボンや反射テープをつけている」など、他の参加者も“自社の現場へ活かしたい”と、活発な意見が飛び交いました。

※工程調整、工事の安全施工、相互の技術力向上を目的として、月山国道出張所管内の工事請負者が結成。



編集後記

現場では、工事が本格稼働しております。片側交互通行等で御迷惑をおかけしておりますが、安全安心の国道112号を提供するために、皆様の御理解・御協力よろしくお願ひします。

編集長 machine